

令和4年11月25日

第11回加須市農業委員会総会議事録
(公開用)

加須市農業委員会

第 1 1 回 加須市農業委員会総会議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について

議案第 5 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条に係る農用地利用配分計画の決定について

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について

報告第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出書について

報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書について

報告第 4 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書について

召集年月日		令和4年11月25日				召 集 場 所		加須市役所 504・505会議室			
開会の日時		午後1時28分				閉会の日時		午後2時50分			
会 長		小 倉 和 夫				職 務 代 理		柳 田 浩			
議 席	委 員 氏 名		出	欠	議 席	委 員 氏 名		出	欠		
1	野 口 悦 夫		○		9	瀬 下 京 子		○			
2	江 川 芳 夫		○		10	小 川 達 男		○			
3	中 島 利 雄		○		11	柳 田 浩		○			
4	松 本 昇		○		12	小 倉 和 夫		○			
5	山 岸 和 男		○		13	早 川 初 男		○			
6	嶋 村 淨		○		14	関 口 豊 充		○			
7	佐久間 尉 匡		○		15	新 井 明 弘		○			
8	松 村 文 夫		○								
					加須市農業委員会事務局						
					局 長 駒 宮 敏 之						
					次 長 前 島 勝 己						
					主 幹 藤 間 みゆき						
					主 幹 新 井 昌 典						
					主 幹 関 田 毅						
					主 査 大 熊 健太郎						

開会 午後 1時28分

○局長（駒宮敏之君） 「あいさつ さわやか かぞのまち」、皆さん、こんにちは。

定刻より若干早いですけれども、全員そろったということでございますので、これより令和4年第11回加須市農業委員会総会を始めさせていただきます。



◎開会の宣告

○局長（駒宮敏之君） それでは、柳田職務代理より開会のご挨拶をお願いします。

○職務代理（柳田 浩君） 改めまして、皆さん、こんにちは。

委員の皆様方におかれましては、大変ご多忙の中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

もう11月も間もなく終わるということで、ほとんどの地域で特定の方を除いて稲刈りのほうも終わったようでございまして、取りあえず皆さん安心したというところです。また、秋ということで各地域で市民祭りのほうも行われたわけでもございまして、その中に農業委員会としてもブースを設けて農業委員活動を提案させていただいたということで、結果をお聞きしますと各地域とも数名の方のご来場があって、ご相談があったということでございまして、非常に喜ばしいことでございます。今度は冬のイベントになってまいりますけれども、また、引き続き皆様、積極的に指導、行事に参加していただければと思います。

それでは、これより令和4年第11回加須市農業委員会総会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

○局長（駒宮敏之君） ありがとうございました。



◎会長挨拶

○局長（駒宮敏之君） 続きまして、小倉会長にご挨拶をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） 改めまして、こんにちは。

委員の皆さんには何かとお忙しいところというか、一区切りついたのが大方だと思います

けれども、稲のほうが無事に終わったかなということでございます。帰る途中、麦がまいてあって、もう既に青々と芽が出ている圃場がございました。季節、早いものだなという感じを受けております。

今年は米の価格が大変厳しかったということと、それに対する肥料、また燃料代が高騰しているということで、農業経営を圧迫している現状でございます。来年は恐らく米の値段も若干上がるかなという予想は立っておりますけれども、農業、特にこの加須市を中心に穀倉地帯におきましては、本当に農業環境が厳しい、今後どうしていいかということ問われるところでありまして、一日も早く中間管理事業の推進もどんどん進めてもらい、担い手が本当に利益の上がる農業になってもらえれば、という感じたところでございます。

皆さん方の利益も当然必要でございまして、この地区を、加須市の農業をどのようにして担い手を増やして、新しい作物とか、そういう未来を開けるような農業にするのにはどうしたらいいかということ、常々考えなければいけないということでございまして、皆さんにおかれましては本当に担い手だとか、今後の加須市の農業とかいろんな面で重い任務を請け負うところでございまして、併せて感謝申し上げたいと思います。

来年こそはいい年であればいいと思うわけでございますけれども、日々の努力によって推進しなくちゃならないということで、今後とも皆さんのご協力を切にお願い申し上げまして、簡単でございますけれども、開会のご挨拶といたします。今日もよろしくお願いいたします。

○局長（駒宮敏之君） ありがとうございます。

————— ◇ —————

◎出席委員数の報告

○局長（駒宮敏之君） 本日の総会でございますけれども、現在、15名の委員全員にご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本日の総会が成立していることをご報告いたします。

————— ◇ —————

○局長（駒宮敏之君） それでは、早速議事に入らせていただきます。

以降は、小倉会長に議長をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） それでは、よろしくお願いいたします。

◇

◎総会議事録署名委員の指名

○会長（小倉和夫君） 日程第1、総会議事録署名委員の指名を行います。

総会議事録署名委員に

9番 瀬 下 京 子 委員

10番 小 川 達 男 委員

の両委員さんを指名いたします。

◇

◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の10件を議題といたします。

初めに、1番及び2番の水深地区の案件については関連がございますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

3条の1番、2番は、譲受人が同一で関連がございますので、一括にてご説明いたします。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類は整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人はそれぞれ経営規模縮小のため、今回の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（佐久間尉匡君） 7番、佐久間です。

11月18日、推進員の小谷野さんと2人で現地確認並びに譲受人の さん本人か

らお話を聞きました。現地ですけれども、これは県道の西側に当たるような1つは約7反、もう一つは6反ということで、もともとは田んぼになっておりますので、稲刈りの後も、きちんと管理のほうはされております。

さんに聞いたところ、 さんと さん、相続で農地を譲り受けたんですけれども、後継者もいないためどうしようかなということで さんに相談したところ、どうしても買ってほしいということで面積多いんですけれども、 さんの方が大丈夫だよということで、今回、買うことになったというようなことでご説明をいただきました。許可相当と判断いたしましたので、ご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお知らせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

まず、1番の水深地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、2番の水深地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、3番の礼羽地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類は整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は経営規模縮小のため、今回の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（松本 昇君） 4番、松本です。

11月17日、榎本推進委員と2人で、この議案書には書いていませんけれども、代理人として土地家屋調査士と行政書士をやっております 様から聞き取り調査と、その後に現地調査をやってまいりました。この農地は以前に法人がビニールハウスを設置して、サボテン経営をしましたが、その後、5年ぐらい前に競売によって譲渡人の 様が取得したもので、現状、畑の状況でした。

この土地は今回、売買により所有権移転をしようとするものです。現地は春ジャガイモを作ったものの栽培地を耕運した際に、収穫を終えたトウモロコシ、これは2.5メートルから3メートルぐらい背の大きいトウモロコシですか、これが枯れてましたが、今回は今日現在見たところきれいに耕運されていました。

様は本年7月にも近くの礼羽地内の農地7筆、2,670平方メートルを今回同様所有権移転することを議案として出されまして承認されております。なお、売買価格は競売時の価格が畑で1平方メートル当たり250円だったか、反で言うと25万ぐらいだったそうです。それを参考にして、それぐらいの金額で売買するようです。また、資金的は特に問題はないということです。このような状況から許可基準を満たしていると考えられますので、許可相当と判断してまいりました。慎重なご審議をよろしくお願いします。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

3番の礼羽地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、4番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類は整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は経営規模縮小のため、今回の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問

題はないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○14番（関口豊充君） 14番、関口です。

11月17日に、推進委員の渡辺さんと増田さんと現地の譲受人の さんにお会いいたしました。聞き取りを行ってきました。

まず、申請地ですけれども、この申請地はもう大きな木が生えて、背丈ほどの草も生えるなど耕作放棄地状態でありました。譲受人の さんは譲渡人の さんと同級生ということで、 さんのうちは道路を挟んで右下のところが さんの自宅になっています。こうしたことで隣地だということから管理してもらえないかと、とても引き続いて管理ができないので同級生の さんに管理していただきたいという申出があったそうです。 さんとすれば野菜の作付等をして、今後、利用していく考えだそうです。

以上のことから、何ら問題なく許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

いかがでしょうか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

4番の田ヶ谷地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、5番及び6番の鴻基地区の案件については関連がございますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

3条の5番、6番は、それぞれ交換による所有権移転で、必要添付書類が整えられています。

また、3条6番の譲受人が作業場に隣接している申請地（ ）の所有権を取得す

るため、3条5番の申請地（ ）と交換をするという申請となっております。

なお、それぞれ譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（江川芳夫君） 2番、江川です。

本件につきましては今月15日、小坂推進委員と現地を確認し、 さんの立会いの下、現地を確認してまいりました。ここの土地は譲受人、交換ということでございますが、

さんは に住んでおりますが、実際は申請地の右側に分家としてで、もうじき家ができる予定で引っ越してまいります。これはお姉さんが亡くなった関係で、相続で取得したということで、 の上にある 、これが実家でございます。このすぐ隣、東隣に道路の反対側に さんのうちを建てるとということで、建築して間もなく引っ越ししてくるということでございますので、 に住んでいても何の問題もないです。

それから、 さんにつきましては を現在、今度取得するわけですが、特に今はもう刈り取りが終わってきれいになっている状況でございます。特に問題はないというふうに判断してまいりました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

まず、5番の鴻基地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、6番の鴻基地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、7番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類は整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は高齢により耕作できないため、今回の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（嶋村 淨君） 6番、嶋村です。

11月18日に、推進委員の金子さんと現地確認を行いました。現地は田んぼでして、きれいに耕うんされておりました。それから、 さんのお宅をお邪魔しまして、譲渡人の さんというんですけれども、お母さんでして、たまたまこの2枚だけがお母さんの名前になっていたらしいんです。今回、名義を変えるということで本件の申請になったそうでございます。何ら問題なく思われますので、よろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

7番の高柳地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、8番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類は整えられております。

また、譲受人は屋敷の隣接地であり、野菜作りに適しているため、譲渡人は家から離れた場所であり、耕作に不都合なため、今回の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（嶋村 淨君） 6番、嶋村です。

同じく11月18日に、推進委員の金子さんと現地確認を行いました。現地は作物を作っていないんですけれども、きれいに管理されておりました。譲渡人の さんのうちは近くに というお寺があるんですが、道路を挟んだ前が さんのお宅です。そんなに遠くはないんですけれども、やっぱり道路を横断してやらなきゃならないので、自分も高齢になったのでこの際にいろいろ整理したいと さんに申し上げたところ、購入するという形になったそうでございます。何ら問題なくご審議よろしくをお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

8番の高柳地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、9番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類は整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は耕作できないため、今回の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員は私、12番、小倉でございますので、現地調査の結果並びに補足説明をいたします。

11月19日、高橋、細谷両推進委員さんと共に譲渡人の さんのお宅を訪ねまして、聞き取りを行いました。庭先にお父さんの さんがいましたので、お父さんから話を伺ったところ、譲渡人の さんは田んぼを全て人に貸してあるという状況で、 さんの隣

の田んぼも相当前から借りて耕作していたということで、だんだん　さんも年齢がきましたのでできないということで、この際、　さんに売り渡すということで合意したということでございまして、何ら問題ないと判断いたしてまいりました。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長（小倉和夫君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

9番の北川辺地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小倉和夫君）　挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、10番の元和地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君）　ご説明いたします。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類は整えられております。

また、譲受人は隣接地を耕作しており、経営規模拡大のため、譲渡人は農業を廃業するため、今回の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（中島利雄君）　3番、中島です。

11月20日に、推進委員の落合さんと2人で現地確認に行つてまいりました。現地で譲受人の　さんにお会いし、いろいろお話を伺つてまいりました。　さんと

さんは同級生だそうでございます。それで買ってほしいということで話し合った結果、

さんが買うことになったそうでございます。その結果、何ら問題ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小倉和夫君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がございましたらお聞かせください。

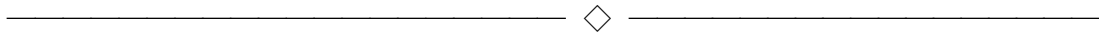
(「ありません」と言う人あり)

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

10番の元和地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の1件を議題といたします。

1番の札羽地区の案件及び議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の6番及び7番の札羽地区の案件については、関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

4条1番、5条6番及び7番は、事業の目的が同一で関連がございますので、一括にてご説明いたします。

位置図11ページ、12ページ及び土地利用計画図の4-1、5-7及びその後ろの3枚目にごございます5-6をご覧ください。

本案件は、建売住宅の開発に当たり、4条1番は建築基準法上の接道要件を満たすため道路後退するもの、5条6番及び7番は譲受人が売買により土地を取得し、それぞれ道路後退及び建売住宅8棟を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（松本 昇君） 4番、松本です。

11月18日、榎本推進委員と2人で代理人の 立会いの下、現地調査を行ってま

いました。申請地は位置図の11ページのように、アパートとか建売住宅、既存住宅に囲まれた農地で、大豆とかイチジク、小麦などが栽培されてきた畑です。周囲の環境や高齢化、相続した方が遠方のため管理できない等のため、今回の申請に至ったとのことでした。当初は全体で約5,900平方メートルの開発計画でしたが、北側の接道の市道の幅員が5メートルのため、6メートルを必要とする条件や一体的な開発ができないため、これを2つに分けて300平方メートル未満の申請としたそうです。

議案書3ページの農地法第4条の申請は、道路後退部分を転用する申請をするものです。道路幅員が6メートルに満たないため、この申請を2つに分けることや、譲受人 内の同じ住所の と、 で2つに分けたいということでございますけれども、開発担当課としては特に問題ないとのことでした。

このようなことから本申請内容は許可基準を満たしていると考えられますので、許可相当と判断してまいりました。慎重なご審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

江川さん。

○2番（江川芳夫君） 確認なんですけれども、4-1の案件についての11平米の道路後退部分、これは さんという方が申請になっていますが、ほかは売買しちゃってこの土地は将来どうなるんですか。

○事務局（藤間みゆき君） 事務局です。

こちら道路後退ということで許可になりましたら、道路として市に帰属するということで道路課に確認いたしました。

○2番（江川芳夫君） これは さんが売らないで、これは業者がやるのではなくて さんがやって、 さんが市へ道路を寄附するということでよろしいですか。

○4番（松本 昇君） 道路後退部分は計画図のほうの4-1、一番正面にあります避難通路という2メートルの細い道路をまず設置するために、市道に面している部分を後退して、許可になってから業者が一体的に開発するといった、後退して4メートルの道路にするそうです。まず避難通路の条件を満たすために、ここの部分をまず後退するということだそうです。それで、北川に3メートルぐらいの道路ございますけれども、その後退部分も一体的にこの業者が工事をして市のほうに採納するようなことを聞きました。

○事務局（藤間みゆき君） すみません、事務局です。

松本委員さんのおっしゃたとおり、開発にこちらも確認したんですけれども、避難通路と言ってこの細い通路の接続先がまず市の道路でないと、開発のほうの道路が認められないということで、ここの避難通路と接続している さんの土地だけ先に道路として帰属するということが必要というわけで、こういう申請がされたということのようです。

○2 番（江川芳夫君） この位置図のどこにあるんですか。ずっと見ても分からないんです。どこに4-1があるのか。どこにあるんですか、これ。

○事務局（藤間みゆき君） 位置図の11ページをご覧くださいと、3つの申請の関係が載っているんですけれども。

（発言する人多数あり）

○会長（小倉和夫君） 確認の意味で暫時休憩。

休憩 午後 2時07分

再開 午後 2時11分



◎開議の宣告

○会長（小倉和夫君） では、再開いたします。



○会長（小倉和夫君） 江川さん、どうぞ。

○2 番（江川芳夫君） 了解です。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

（発言する人なし）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

まず、1番の礼羽地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の6番の礼羽地区の案件について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

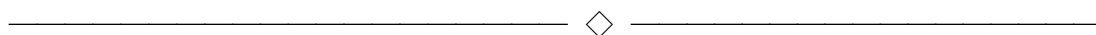
(挙手全員)

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、7番の礼羽地区の案件について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。



◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の9件を議題といたします。

初めに、1番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図13ページ及び土地利用計画図の5-1をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建築条件付売買予定地（17区画）を開発するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（新井明弘君） 15番、新井です。

11月19日に、推移委員の小川さんと2人で現地を確認し、そして、また譲渡人の
さん、それから さん、それから さん、3人から話を聞いたわけなんで

すけれども、申請地には位置図で米を作った跡がありましたけれども、作付は全部　　さんが作っているそうなので、　　さんと　　さんというのも貸してやっていないという話です。

そして、申請地で囲まれた除外の申請地が逆コの字になっていますけれども、それに挟まれた間、そこが除外になっていますけれども、そこはもう既にアパートが建っている状態です。ここは　　さんと　　さんは耕作していないので、　　から建て売りの話が来たときに賛成するよということで、　　さんも皆さんが賛成するんじゃないですよというように、売買ということになったということなので許可相当と判断しました。ご審議のほどお願いします。

○会長（小倉和夫君）　ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

1 番の三俣地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君）　挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、2 番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君）　ご説明いたします。

位置図 1 4 ページ及び本日お配りいたしました土地利用計画図の 5－2 をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃貸借により土地を借り受け、資材置場及び従業員等駐車場を整備するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第 2 種農地と判断され、現在の資材置場の隣接地であることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8 番（松村文夫君）　8 番、松村です。

1 1 月 1 6 日、推進委員の峰岸さんと現地確認をし、　　さんから説明を受けました。この土地は　　さんが農機具置場のように使用しておりましたが、中川の改修に伴い転居し

たため、社員の駐車場、資材置場として使いたいと話したところ、土地をくれるよとの話となりましたが、今後の相続等も考えて固定資産税程度で借りられることとなったとのことでした。そのため賃貸借権50年という契約になったとのことであり、現地は木を整備して整地してある状態となっています。許可相当と判断いたしましたが、ご審議よろしくお願ひします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

2番の樋遣川地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、3番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図15ページ、16ページ及び土地利用計画図の5-3をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、貨物流倉庫を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

なお、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、また、都市計画法34条12号の産業系区域に指定されていることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松村文夫君） 8番、松村です。

11月16日、推進委員の峰岸さんと現地を確認し、設計許認可の手続を行ったの
さんから現地にて説明を受けました。物流産業の需要が増大傾向にあり、基幹となる物流倉庫を建設してニーズに応えるため計画したもので、交通アクセスも良好で適地と判断したとのことであり、

現地は作付が終了した状況であります。なお、隣接地には現在物流倉庫が建設中であり、周辺の状況などから判断し、他法令と満たしているものであれば許可することはやむを得ないものと判断いたしました。ご審議よろしく申し上げます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○11番（柳田 浩君） 11番、柳田ですけれども、これ1種農地というふうでありました。これは白ですか、青ですか。

○8番（松村文夫君） 白です。

○11番（柳田 浩君） 初めから白。

○事務局（藤間みゆき君） 白地です。

○11番（柳田 浩君） 都市計画34の12は、取得しているということなんですけれども、そんな簡単に34条の基準に取れるんですか。この間、右側に大きい倉庫を造ったばかりで、またすぐ脇に。

○事務局（前島勝己君） これはもう既に都市計画審議会で指定されているものです。

○11番（柳田 浩君） 手続を、それをやったのは分かるんですけれども、一体ではないんです。別々じゃないですか。

（「別々にね」と言う人あり）

○11番（柳田 浩君） 農地がどんどんなくなっていっちゃうんで、都市計画法のほうの34を取るのに農業委員会の位置づけだと思うんですけれども。

○事務局（前島勝己君） 昨年度、12号指定されました。

○11番（柳田 浩君） 12号指定というのがね。

○事務局（前島勝己君） 都市計画審議会の委員としては、農業委員会事務局の前次長が出席していると思います。

（発言する人あり）

○事務局（前島勝己君） 総合振興計画の土地利用にも位置づけがあります。その中から選定しています。農業系ゾーンは指定されませんが、産業系ゾーンに位置づけがされている場所なので、12号区域に指定されたと思います。

○11番（柳田 浩君） 議会案件でしょう、これ。

○事務局（前島勝己君） 議会には報告となります。

○11番（柳田 浩君） 振興計画の中の位置づけを、土地利用計画とかの位置づけも変更し

てるんでしょう。

○事務局（前島勝己君） 令和3年度から新しい計画となっております。

○11番（柳田 浩君） そのときに指定されていたのか。

○事務局（前島勝己君） 新しい計画では、産業系ゾーンに指定されています。

○4番（松本 昇君） 白地だよ、ここ。

○事務局（前島勝己君） 白地です。

○会長（小倉和夫君） 続けてやっているんだよね。ずーっとこっちでね。

○11番（柳田 浩君） 農業委員会が知らないほうがおかしいねという感じがしたんですけども。

○4番（松本 昇君） 白地じゃしょうがない。前からそういうことで白地になっていたというか、そういうことを考えて。

○11番（柳田 浩君） 白地でも1種農地だもんね。

○事務局（前島勝己君） 1種ですけれども、県道沿いということとで、1種農地の特例が該当します。そういうことから12号指定されたと思います。

○局長（駒宮敏之君） 12号から指定をしたわけじゃなくて、立地する企業がここに目をつけたというか。そのニーズがあった上で、じゃ、立地根拠をつくらうということをして12号指定したわけです。

○11番（柳田 浩君） やむを得ないよう。

○局長（駒宮敏之君） やむを得ない。開発の根拠は1種農地であっても……

○11番（柳田 浩君） そのときに農業委員会との調整が……

○局長（駒宮敏之君） ああ。都市計画審議会にかけて、そこで何でしょう。

○会長（小倉和夫君） 現実的には会長である私が都市計画審議委員になっているんで、その場にいるわけなんですけれども、あえてその意見を述べるような雰囲気というか、既にもうこっちが先になったときに農業委員会でも審議はしましたけれども、そのいきさつがあつて、もう既にそのときは次の地域指定というか、それがもうできますよということになっちゃうと、そこで今の柳田さんの言うようなことは十分、分かるんですけれども、そこで開発をやめてもらえないかというまでの意見が言えなかったというのは現実です。

○11番（柳田 浩君） 都市計画審議会が終わった後でも農業委員会に報告という形で、そういうのがあってもいいんじゃないのと、いうふうに感じます。

○会長（小倉和夫君） 今後について、そういった意見は当然入れてもらわないと困るかなと

いうことで。

○局長（駒宮敏之君） 前のほうでいろいろお話をさせていただきましたけれども、都市計画法の３４条１２号の指定があるルールで決まっています、都市計画法審議会という審議会、市の諮問機関で市長の諮問機関であります。そこでご意見をいただいた上で最終的に市が指定ということ、そういう都市計画法のルールがあります。こういったルールに基づいて指定をしたものについては、あるいはしている最中の段階でも、今後は農業委員会のほうにも報告をさせていただくようにいたします。その旨ご了承いただければと思います。申し訳ございません。この件については農業委員会のほうにはあらかじめお話は、ご報告はさせていただいておりませんでした、今後はその辺もちょっと十分考慮した上で進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○１１番（柳田 浩君） 了解です。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

（発言する人なし）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

３番の樋遣川地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、４番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図１７ページ及び土地利用計画図の５－４をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、近隣で倉庫を建設中の従業員駐車場を一時的に整備するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第２種農地と判断され、倉庫建設地に近接しており、事業終了後は農地に復元することから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○８番（松村文夫君） ８番、松村です。

11月16日、推進委員の峰岸さんと現地を確認し、のさんから説明を受けました。現地の北側で物流倉庫の建築工事を行っており、外構工事に着手するに当たり通勤車両を置く場所がなくなるため、工事終了までの間、駐車場として使用したいとのことです。なお、現地は現在大豆の作付がしてあり、畑として復元するため、鉄板敷きにして対応するとのことであります。適当と判断をしましたが、ご審議よろしくお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

4番の樋遣川地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、5番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図18ページ及び土地利用計画図の5-5をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、既存の太陽光発電施設に隣接していることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松村文夫君） 8番、松村です。

11月16日、推進委員の腰塚さんと現地を確認し、代理人のさんから説明を受けました。申請地は太陽光発電に適しており、計画したとのことです。現地は畑で、一部サツマイモの作付がされていたようです。隣地にも太陽光発電施設が設置しており、適当と判断をいたしました。ご審議よろしくお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

5 番の大越地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、9 番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(藤間みゆき君) ご説明いたします。

位置図 20 ページ及び土地利用計画図の 5－9 をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第 2 種農地と判断され、既存の太陽光発電施設に近接していることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○14 番(関口豊充君) 14 番、関口です。

11 月 17 日、推進委員の渡辺さんと増田さんと共に譲受人の代理人、 さんの立会いをいただきまして、聞き取り及び現地確認を行ってきました。譲渡人の さん、兄弟で所有しているわけですが、父親が二、三年前に亡くなりまして相続し、農業の縮小のため売却に至ったようです。申請地は集落内の農地、陸田ですが、現状は背丈ほどの草が生えておりまして、そんな状態でした。譲受人は、周りは遮るものがないということから、太陽光に適しているということから計画をしたとのことでした。

以上、何ら問題もなく許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

9 番の田ヶ谷地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願い

します。

(挙手全員)

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、10番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図21ページ及び土地利用計画図の5-10をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○14番（関口豊充君） 14番、関口です。

同じく11月17日、推進委員の渡辺さんと増田さんと共に譲受人の代理人、 さんの立会いをいただきまして、聞き取り及び現地確認を行ってきました。申請地ですが、集落内の農地、畑でありまして、作付されているような様子はありませんでしたが、草もなくきれいに管理されているようでした。譲受人の さんは実家が近く、高齢の両親をサポートするのに都合のいい土地だということで、自己用住宅を計画したとのことでした。

以上、何ら問題なく許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

10番の田ヶ谷地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、11番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図22ページ及び土地利用計画図の5-11をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃貸借により土地を借り受け、社有車駐車を整備するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、本店に近いことから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（嶋村 淨君） 6番、嶋村です。

11月18日に、推進委員の金子さんと現地確認をいたしました。該当の土地は野菜が植えてありまして、あとはミカンとか何か木が植えてありまして、譲渡人の さん宅をお邪魔いたしましてお話をしました。事由欄に申請地は事業所から近くとありまして、事業所は で場所が でかなり離れているんで、おかしいなと思ったんですけども、 さんにお話を聞きまして、 さんの社長と さんの息子さんは友人関係だそうです。 さんの息子さんも を退職して、今、 のほうに手助けに行っているとそういうお話で、ある程度納得いただけました。その日はちょっと 社長に会えなかったのもので、後日、 さんのところにお電話しまして、このコメントを納得いただけました。何ら問題なく判断いたしました。よろしくお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

11番の高柳地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、12番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図23ページ及び土地利用計画図の5-12をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、北川辺地域は3,000平方メートル未満の開発行為は許可不要であり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

なお、当申請地は、譲渡人が昭和63年に一般住宅用地として農地法第5条の許可を得ておりましたが、仕事及び経済的な事情等により建築ができなかったこと、今後建築できる見通しも立たないこと、土地を維持管理することが難しくなっていること、所有権移転の取消しは元の所有者と連絡が取れずにできなかったことから、今回の申請に至ったとのことであり、始末書が添付されております。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（山岸和男君） 5番、山岸です。

11月20日に、推進委員の石川さんと現地確認をいたしました。申請地は草刈りがされていて、管理をしてありました。譲受人の さんと、 さんと読むそうです。電話で聞き取りをいたしました。近くに住んでいるんですけども、申請地を見たくらいで詳しいことはハウスメーカーに任せてあるから分からないということで、聞き取りはそのぐらいです。

譲渡人の さんなんですが、事務局の説明のとおり代理人の さんに電話でお話をしたところ、代理人の さん、測量設計会社ということでお互いの さんのハウスメーカーと さん、 の不動産の間を取り持っている方です。 さんと同じ日に聞いたところ、事務局の発表のとおり60年頃分譲地として、申請地の周りの土地を分譲地として売り出した。第三者より3年後に さんがこの申請地を取得しまして、家は建てずに現在までということで計画、変更のため今回の申請になったということです。現場の状況からして許可相当と判断しましたが、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

12番の北川辺地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。



◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

別紙、議案第4号をご参照ください。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理事業分）でございますが、今回ご審議いただきますのは、農地中間管理事業に基づき、農地中間管理機構への利用権設定案件でございます。新規分合計7筆、面積5,527平方メートルとなっております。

この集積計画が本総会で決定されますと、市担当の農業振興課において告示の手続が行われ、法的効力が発生するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

いかがでしょうか。

(「ありません」と言う人あり)

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について」、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、承認することに決定をいたします。

◇

◎議案第５号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第５号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条に係る農用地利用配分計画の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

別紙、議案第５号をご参照ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条に係る「農用地利用配分計画（案）」につきまして、加須市長より意見を求められております。

配分計画につきましては、借受希望者の公募に応募した方に農地中間管理機構が借り受けた農地を再配分したものです。

それを受けて、希望者への農用地の貸付けが適当であるかの審議をよろしく願いいたします。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第５号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条に係る農用地利用配分計画の決定について」、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、同意することに決定いたします。

◇

◎報告事項

○会長（小倉和夫君） 次に、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） それでは、報告第１号から第４号についてご説明いたします。

加須市農業委員会議案書の９ページからをご参照ください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」でございますが、相続による届出について8件で、内容は資料のとおりです。

報告第2号、11ページをご参照ください。「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域の農地転用の届出について3件で、内容は資料のとおりです。

報告第3号、12ページをご参照ください。「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域の農地転用の届出について11件で、内容は資料のとおりです。

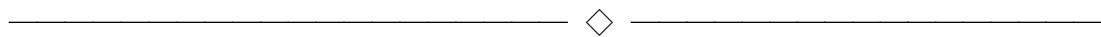
報告第4号、13ページからをご参照ください。「農地法第18条第6項の規定による通知書について」でございますが、農地貸借の合意解約による届出について52件で、内容は資料のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（小倉和夫君） 以上で、本日の総会に上程しました議案は、全て終了いたしました。

これにて議長の任を降り、進行を司会へお戻しいたします。

○局長（駒宮敏之君） 小倉会長、お疲れさまでございました。



◎閉会の宣告

○局長（駒宮敏之君） 一旦ここで職務代理に閉会の挨拶をいただきますが、ここで閉じさせていただきます。この後、冒頭申し上げました水田活用交付金についての説明に入りたいと思います。

それでは、職務代理のほうから閉会の挨拶をお願いいたします。

○職務代理（柳田 浩君） 本日はお忙しい中、委員の皆様方には慎重審議をいただきありがとうございました。

これをもちまして、令和4年度第11回加須市農業委員会総会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 2時50分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和4年11月25日

会 長 小 倉 和 夫

署名委員 瀬 下 京 子

署名委員 小 川 達 男